報道資料　No.7

八代市
YATSUSHIRO

令和4年10月6日
商工・港湾振興課

新型コロナウイルス感染症予防対策のための補助事業を実施します
～八代市新型コロナウイルス感染症予防対策支援補助金～

本市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止していくため、対面での接客等を伴う事業所に対し、感染予防対策の実施に要する経費の一部を補助します。
なお、本事業は令和3年4月から12月まで実施した事業に引き続き実施するものです。

1. 背景・目的

新型コロナウイルス感染症が猛威を奮う中、「第7波」ではこれまでの波とは異なり、強い行動制限を行わず、基本的な感染防止対策の徹底を実施することで乗り切ることとされました。

そのため、飲食店をはじめ、対面での接客等を行う事業所において、今まで実施してきた感染予防対策をより一層強化し、継続していくことでさらなる感染拡大を防ぎ、地域経済の浮揚を図ることを目的に当該事業を実施します。

2. 内　容

■対象事業所

「安心なまちやつしろプロジェクト」に登録している事業所のうち、対面での接客等を伴う事業所。ただし、以下の店舗、施設等は対象外。

【対象外】
- 専ら従業員が事務または作業を行うための施設（事務所・オフィス・工場等）
- 令和 3 年 2 月 5 日時点において、国又は県が実施する衛生設備導入等補助制度の対象である店舗等（医療機関・薬局・福祉施設・鉄道・路線バス等）
- 暴力団又は暴力団員等に該当する者が営む施設

■補助額

- 店舗等1件につき、対策費用の4分の3を補助。ただし、上限10万円。
- タクシー等1台につき、対策費用の4分の3を補助。ただし、上限3万円。
（1事業所最大100万円まで）。

■対象経費

令和4年4月1日以降に購入した以下の費用（※対象経費に消費税は含まない）
- キャッシュレス決済機器、空気清浄機、加湿器、CO2 測定器、アクリル板、アルコール除菌殺菌（接客で人が触れる個所を除菌・殺菌するようなもの）、抗原検査キット、抗菌・抗ウイルスに資する物品などの購入・設置等に係る経費　　等
- 換気機能等付きエアコンの設置、換気扇及び網戸の改修工事費　　等

■申請時期

令和4年10月13日（木）～令和5年1月13日（金）

問合せ　商工・港湾振興課　商業振興係　　担当：野口・内田
TEL　0965－33－8513

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS